

情 個 審 答 申 第 2 0 号
令和 7 年 (2 0 2 5 年) 1 2 月 5 日

熊本市上下水道事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第 18 条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 1 2 月 1 2 日付け、熊水経発第 2 5 1 号により諮問を受けました
下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の土地の所有者から受領した配水管布設に関する土地使用承諾書の文書等不開示決定（存否応答拒否）に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

熊本市上下水道事業管理者（以下「実施機関」という。）の行った文書等不開示決定（存否応答拒否）は、妥当である。

第2 審査請求の経緯

- 1 令和5年（2023年）12月5日、審査請求人は、熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号。以下「条例」という。）に基づき、特定の土地の所有者から受領した配水管布設に関する土地使用承諾書の開示請求をした。
- 2 令和5年（2023年）12月25日、実施機関は存否応答拒否を理由とする文書等不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 令和6年（2024年）3月25日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第3 審理関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張
 - (1) 審査請求人が令和2年（2020年）2月25日に行った今次の開示請求と内容を同じくする開示請求に対し、実施機関は、令和2年（2020年）3月16日付け文書等開示（一部開示拒否）決定（以下「令和2年決定」という。）を行い、当該文書を開示している。
このことから、審査請求人が開示請求する文書の存在はすでに自明のものとなっている。このため、実施機関は、審査請求人がなす開示請求の文書について、その存否を明らかにしないとする処分をするのではなく、可能な限り不開示情報とそれ以外の情報を区分して、後者を開示すべきである。
 - (2) 審査請求人が請求する当該情報は、市が定める情報公開条例の手引の「II 不開示情報の具体例」と照らし合わせても、「文書等不開示決定（存否応答拒否）」に該当する情報には当たらない。
 - (3) 審査請求人が開示請求を求めている当該情報（土地使用承諾書）は、配水管布設工事の申請及び費用の負担に関する規程（平成12年水道局規程第2号）第3条に基づき定められている様式中の一つである土地使用承諾書であって、公知の情報であることから、そもそも、その存否を明らかにしないとする不開示情報に当たるもので

もない。

- (4) 市が徵している4件の土地使用承諾書中、3件の承諾書については平成30年3月22日が記入され、残る1件の承諾書には同月23日の日付が記入されている。
- しかしながら、この4件の土地使用承諾書については、市は当該の土地所有者から日付を空白とする土地使用承諾書を徵しているものであって、この日付は、令和2年決定をもっての文書等開示に先立ち、市職員の手によって、この日付が書き込まれているものである。
- (5) 実施機関は、この日付が空白である土地使用承諾書を徵していることと、日付の記入がなされていない土地使用承諾書が存在していることを認めている。
- (6) 土地使用承諾書に含まれる氏名、住所、その他記述が特定の個人を識別する情報であることに異論はない。しかしながら、土地使用承諾書は、配水管布設工事の申請及び費用の負担に関する規程(平成12年水道局規程第2号)第3条第3号の規定に基づき所定されている「様式第2号(第3条関係)」、又は、現在施行されている熊本市水道条例第12条第2項の規定による配水管布設工事等に関する要綱(平成25年上下水道事業管理者決裁)第3条第4号の規定に基づき所定されている「様式第3号(第3条第4号関係)」によるものであって、土地使用承諾書は、公知の情報である。
- (7) 本件処分は、恣意的にダブルスタンダード(二重基準)をもっての使い分けの処分であることに他ならず、審査請求人としては、本件処分がなされることについての合理的な弁明がなければ、令和2年決定をもってすでに決定されている処分を不利益に変更されることはない。
- (8) 審査請求人が開示を求めているのは、実施機関が土地所有者からこの土地使用承諾書を徵した際の真正な土地使用承諾書(日付の欄がブランクの真正な土地使用承諾書)である。

2 実施機関の主張

審査請求人からは、上記「第3_1(2)」のとおり、不開示情報が情報公開条例の手引に記載の具体例に当てはまらないとあるが、不開示とした文書の内容は、同手引の具体例として示されている「第7条第2号(個人に関する情報)」の「区分」の欄の「6 その他個人生活に関する情報」の具体例にある「苦情・要望」に相当し、個人情報に当たる。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、特定の土地の所有者から受領した配水管布設に関する土地使用承諾書である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書等について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った開示決定の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第9条該当性

ア 本件審査請求では、本件文書を存否応答拒否とした実施機関の判断の妥当性が争われている。

イ 条例第9条は「文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしない」と規定している。

ウ 本件についてみると、審査請求人が開示を求めている特定の土地の所有者から受領している土地使用承諾書は、これが仮に存在するとすれば、当該文書等はこれに含まれる氏名、住所及びその他の記述等により、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号の規定により不開示となるものである。そして、本件開示請求に対して、不開示の処分をしたとすれば、当該文書等の存在が明らかになり、開示請求者に特定の土地の所有者が土地使用承諾書を実施機関に提出したという事実、ひいては土地の使用を承諾したという事実が知られてしまい、同号の規定により保護されるべき個人のプライバシーが、当該文書等が開示された場合と同様に害されることになる。

したがって、本件開示請求に対し、本件文書を存否応答拒否とした実施機関の判断は妥当である。

なお、審査請求人は、令和2年決定と本件処分の違い等種々主張するが、本件審査請求は、あくまで本件処分に關しその妥当性を審議するものであるから、いずれの主張も当審議会の上記判断を左右するものではない。

(2) 以上より、実施機関の行った本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長 澤田 道夫

会長職務代理者 河津 典和

委員 魚住 弘久

委員 岩橋 浩文

委員 北野 誠

〔参考〕

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 (2024 年) 12 月 12 日	熊本市上下水道事業管理者から諮問（令和 6 年（2024 年）12 月 12 日付け）を受けた。 熊本市上下水道事業管理者から審査請求書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から弁明書の写しを受理した。 熊本市上下水道事業管理者から反論書の写しを受理した。
令和 7 年 (2025 年) 11 月 7 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年 (2025 年) 11 月 21 日	諮問の審議を行った。
令和 7 年 (2025 年) 12 月 5 日	答申案の審議を行った。